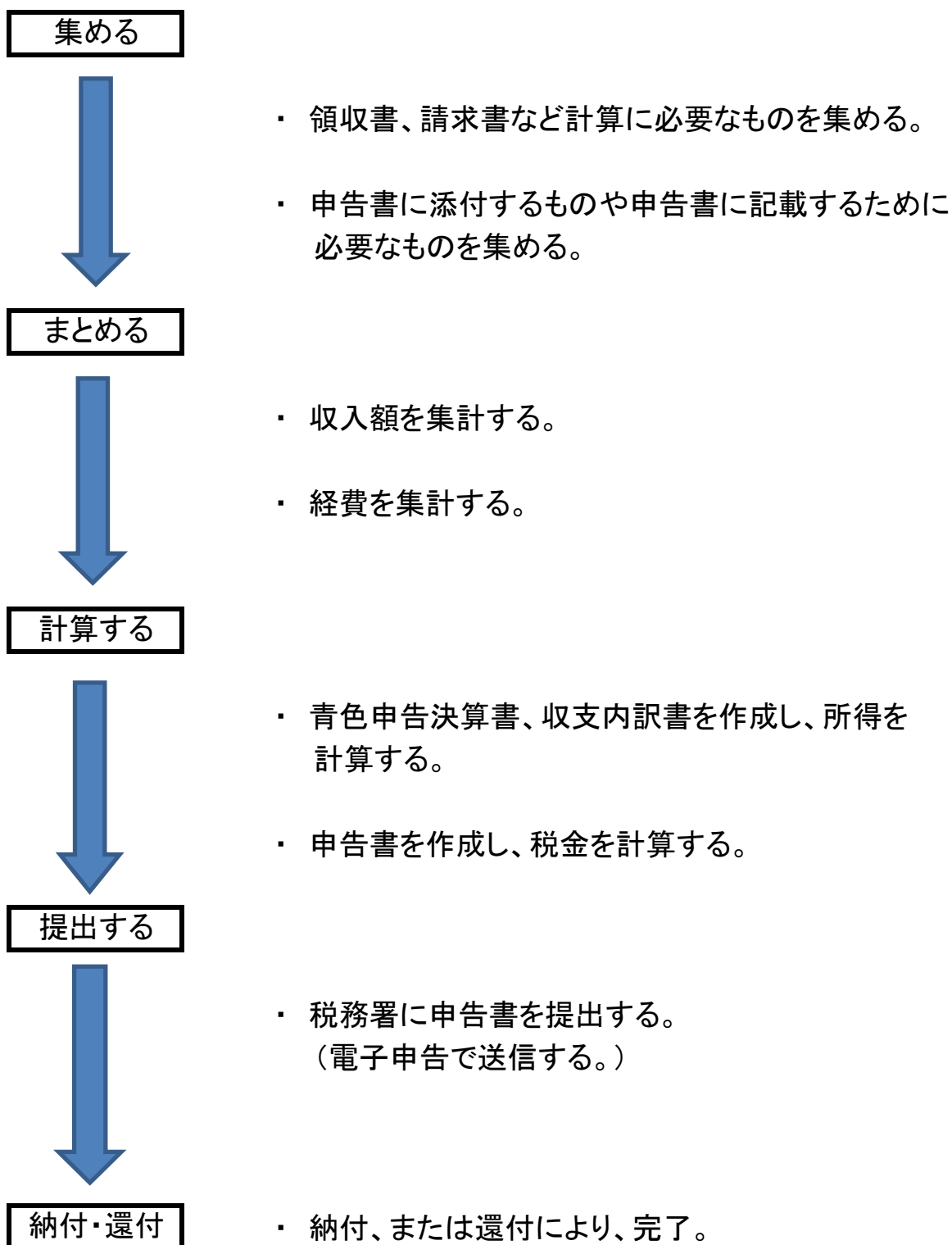


1. 確定申告の流れ



2. 白色申告の場合の確定申告

(1) 白色申告のメリット

- ・ 簡単な記帳でいい。
- ・ 事業所得(利益)が300万円未満の場合は、記帳や証票類の保管義務がない。

(2) 収入をまとめよう

(資料1)

月日	相手先	内容	金額	合計

(3) 経費をまとめよう

(資料2ー①)

月日	支払先	内容	仕入	給与賃金	外注工賃	

(4) 減価償却費を計算しよう

(資料3ー②参照)

(5) 収支内訳書に記入しよう

(資料3ー①参照)

3. 青色申告の場合の確定申告

(1) 青色申告のメリット

- ・ 専従者給与は、適正額を全額必要経費に算入できる。
- ・ 特別控除として所得から10万円控除できる。
複式簿記の記帳者は65万円を控除できる。
- ・ 減価償却の特例などが受けられる。
- ・ 純損失は3年間の繰越控除ができる。

など

(2) 現金式簡易帳簿の作成で、10万円の控除を受ける場合 白色申告と同じ要領で、青色申告決算書を作成しよう (資料4－①～③参照)

(3) 複式簿記で記帳して、65万の控除を受ける場合

① 収入、経費を白色申告と同じ要領でまとめましょう (資料2－②参照)

② やよいの確定申告などの会計ソフトを入手しましょう

- ・ 収入、経費の内容を各月ごとに一括入力
- ・ 預金を入力
- ・ 減価償却費等を計算
- ・ 期末に、売掛金、買掛金、未払費用を計上

4. こんな場合はどうなるの？

(1) 領収書をもらい忘れたときは？

(2) 自宅で仕事をしている場合の家賃や光熱費は？

(3) 一人でやっている場合の福利厚生費は？

(4) 特殊事情って何？

(資料3－②・資料4－③)

5. 控除額を使った節税方法

(1) 扶養控除

- | 扶養親族の種類 | 同居特別障害者 | それ以外の場合 |
|--------------------|---------|---------|
| 一般 | 73万円 | 38万円 |
| 特定扶養親族(16歳以上23歳未満) | 98万円 | 63万円 |
| 老人(70歳以上) | 83万円 | 48万円 |
| 同居している親(70歳以上) | 93万円 | 58万円 |

- ・ 別居でも可

(2) 社会保険料控除

- ・ 家族の分も控除
- ・ 支払った年に控除
- ・ 国民年金基金

(3) 小規模企業共済等掛金控除(個人事業者・会社役員)

- ・ 最高84万円が控除

(4) 雑損控除

- ・ シロアリ駆除、スズメバチの巣の駆除、雪下ろし

(5) 医療費控除

- ・ 交通費もOK
- ・ タクシー代も可能
- ・ マッサージ指圧、カイロプラクティック

6. 税額控除を使った節税

(1) 災害減免額

- ・ 災害によって住宅や家財が損害を受けた場合に適用
(災害のみ。雑損控除のように盗難、横領はだめ)

・ 軽減額

その年の所得金額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	2分の1免除
750万円超 1,000万円以下	4分の1免除

※合計所得金額 1,000万円以下

損害額が住宅や家財の時価の2分の1以上

- ・ 雑損控除と比較して有利な方を選択

(2) 住宅ローン控除

(3) 特定増改築等住宅ローン控除(バリアフリー改修住宅・省エネ改修住宅)

- ・ 住宅ローン控除と選択

項目	現行の増改築の住宅ローン控除			バリアフリー改修住宅ローン控除			省エネ改修住宅ローン控除		
工事費用	100万円以上の一定の増改築等			30万円超のバリアフリー改修工事を含む増改築等			30万円超の省エネ改修工事を含む増改築等		
住宅ローンの償還期間	償還期間10年以上			償還期間5年以上、死亡時一括償還も可			5年間		
控除期間	10年間			5年間			5年間		
住宅ローンの限度額	5,000万円			200万円（他の工事との合計で1,000万円）					
税額控除額 借入金等の年末残高 × 控除率	適用年	控除率	最高	適用年	控除率	最高	適用年	控除率	最高
	1～10年目	1.0%	50万円	1～5年目	※1 1.0%	12万円	1～5年目	※1 1.0%	12万円
	-	-	-	(うちバリアフリー改修工事)	※2 2.0%	4万円	(うち特定の省エネ改修工事)	※2 2.0%	4万円
	合計最高控除額		500万円	合計最高控除額		60万円	合計最高控除額		60万円
適用期限	平成25年12月31日								

※1 (1,000万円-200万円) × 1.0% + 4万円 = 12万円

※2 200万円 × 2.0% = 4万円

(4) 住宅特定改修特別税額控除

- ・ 住宅ローン控除と選択
- ・ 平成21年4月1日から平成22年12月31日までに居住
- ・ 一定のバリアフリー改修工事、一定の省エネ改修工事
- ・ 住宅ローンがなく自己資金でも税額控除できる
- ・ 特定改修控除額(最高20万)
(太陽光発電設備設置工事がある場合には、最高30万円)

7. 確定申告書に記入しよう

(1) 第二表から記入しよう

(資料5－②参照)

- ① 所得の内訳書
- ② 事業専従者に関する事項
- ③ 雑所得(公的年金以外)、総合課税の配当所得、譲渡所得、一時所得に関する事項
- ④ 所得から差し引かれる金額に関する事項
- ⑤ 住民税・事業税に関する事項

(2) 第一表を記入しよう

(資料5－①参照)

- ① 収入金額
- ② 所得金額
- ③ 所得から差し引かれる金額
- ④ 税金の計算
- ⑤ その他

8. 来年の確定申告をスムーズにするポイント

(1) 白色申告か？青色申告か？

(2) 売上振込用の口座を一つにまとめましょう

(3) レシートはとりあえず、財布の中に入れておこう

(4) 月末に1日だけ、帳簿をまとめる日を作ろう

(5) 来年の12月には、出来る節税対策をしよう